

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	中国財務局長
【氏名又は名称】	株式会社REVOLUTION 代表取締役 岡本 貴文
【住所又は本店所在地】	山口県下関市細江町2丁目2番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年9月18日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社フルッタフルッタ
証券コード	2586
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社REVOLUTION
住所又は本店所在地	山口県下関市細江町2丁目2番1号
事務上の連絡先及び担当者名	山口県下関市細江町2丁目2番1号 株式会社REVOLUTION 取締役 津野
電話番号	083-229-8894

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和2年9月7日
訂正箇所	2020年9月7日に提出いたしました大量保有報告書の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【報告義務発生日】 令和2年9月7日

（訂正後）

【表紙】

【報告義務発生日】 令和2年9月4日

（訂正前）**第2【提出者に関する事項】**

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	株式会社REVOLUTION
住所又は本店所在地	山口県下関市細江町2丁目2番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社REVOLUTION
住所又は本店所在地	山口県下関市細江町2丁目2番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年8月13日現在）	V	7,724,829
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		59.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年9月4日現在）	V	7,724,829
上記提出者の株券等保有割合（%） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		59.26
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年8月27日	株券（普通株式）	323,600	1.78	市場外	取得	借株
令和2年9月7日	新株予約権証券（第10回）	10,442,984	57.48	市場外	取得	0.63

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年8月27日	株券（普通株式）	323,600	1.78	市場外	取得	借株

令和2年9月4日	新株予約権証券（第10回）	10,442,984	57.48	市場外	取得	0.87
----------	---------------	------------	-------	-----	----	------

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、長澤誠氏との間で、株券貸借契約を締結し、これに基づき、発行者の株式323,600株を借り入れています。発行者と当社は、2020年9月4日付で、発行者が第三者割当による募集により発行する新株予約権の買取契約を締結しました。同契約に基づき、当社は、買取契約に定める期間内に、一定の条件が充足された場合に、新株予約権（第10回）の全部を行使することを約束しています（コミット条項）。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅します。当社は、同契約に定められた一定の場合には、新株予約権のいずれも行使しないことについても合意しています。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当社は、長澤誠氏との間で、株券貸借契約（消費貸借）を締結し、これに基づき、発行者の株式323,600株を借り入れています。発行者と当社は、2020年9月4日付で、発行者が第三者割当による募集により発行する新株予約権の買取契約を締結しました。同契約に基づき、当社は、買取契約に定める期間内に、一定の条件が充足された場合に、新株予約権（第10回）の全部を行使することを約束しています（コミット条項）。また、同契約に定められた一定の条件が満たされた場合、上記のコミット条項は消滅します。当社は、同契約に定められた一定の場合には、新株予約権のいずれも行使しないことについても合意しています。